新 旧 対 照 表 (直結式給水施行要領)

ΙE

新

直結式給水施行要領 P. 2

2. 直結式給水の形式と施行要領の適用範囲

(2) 各形式の概要

直結式給水の各形式の概要は、以下のとおりである。

- ・直結直圧式給水:配水管からの水圧により、直結給水をする方式。対象建築物は、5階建 て以下とする。
- ・直結増圧式給水:配水管からの水圧により、増圧ポンプに水を導き、増圧を行って直結給 水をする方式。対象建築物は3階建て以上とする。
- ・直結直圧・増圧併用式給水:直結直圧式により給水をする階層、同形式では給水圧力が 不足する階層に区分し、後者には増圧ポンプを設け、直結増圧式給水により給水をする方 式。対象建築物は、6階建て以上とする。

直結式給水施行要領 P. 5

4. 適用条件

(1) 対象地域

① 水圧の条件

対象とする地域は、導入しようとする直結式給水の形式と建築物の階層の別により、以下の表に示す配水管の年間最小動水圧を、将来においても確保できる地域であり、かつ必要とする水量を確保できることを条件とする。

<表 4-1 対象地域における年間最小動水圧の条件>(単位: MPa)

		7-3-3- L - 3-1-1-1	D 1 11774 3 29		(- - - - - - - - - -
形式	1・2階建て	3階建て	4階建て	5 階建て	6 階建て以上
直圧式	0.196 以上	0.245 以上	0.294 以上	0.343以上	対象外
増圧式	対象外	0.196 以上 <u>0.245 未満</u>	0.196 以上 2 0.294 未満	0.196以上 ~ 0.343未満	0.196以上
併用式	対象外				0.196以上 (直圧式は 2階まで) 0.245以上 (直圧式は 3階まで) 0.294以上 (直圧式は 4階まで) 0.343以上 (直圧式は 5階まで)

※直圧式;直結直圧式給水 増圧式;直結増圧式給水 併用式;直結直圧・増圧併用式給水

- ・直圧式は5階以下とする。
- ・ 併用式は6階以上とする。

直結式給水施行要領 P. 2

2. 直結式給水の形式と施行要領の適用範囲

(2) 各形式の概要

直結式給水の各形式の概要は、以下のとおりである。

- ・直結直圧式給水:配水管からの水圧により、直結給水をする方式。対象建築物は、5階建 て以下とする。
- ・直結増圧式給水:配水管からの水圧により、増圧ポンプに水を導き、増圧を行って直結給 水をする方式。対象建築物は3階建て以上とする。
- ・直結直圧・増圧併用式給水:直結直圧式により給水をする階層、同形式では給水圧力が 不足する階層に区分し、後者には増圧ポンプを設け、直結増圧式給水により給水をする方式。対象建築物は、3階建て以上とする。

直結式給水施行要領 P. 5

4. 適用条件

(1) 対象地域

① 水圧の条件

対象とする地域は、導入しようとする直結式給水の形式と建築物の階層の別により、以下の表に示す配水管の年間最小動水圧を、将来においても確保できる地域であり、かつ必要とする水量を確保できることを条件とする。

<表 4·1 対象地域における年間最小動水圧の条件>(単位: MPa)

形式	1・2階建て	3階建て	4 階建て	5 階建て	6 階建て以上
直圧式	0.196 以上	0.245 以上	0.294 以上	0.343以上	対象外
増圧式	対象外※	0.196以上			
併用式	対象外※	0.196以上 (直圧式は2階まで) 0.245以上 (直圧式は3階まで) 0.294以上 (直圧式は4階まで) 0.343以上 (直圧式は5階まで)			

直圧式:直結直圧式給水 増圧式:直結増圧式給水 併用式:直結直圧・増圧併用式給水

- ・直圧式は5階以下とする。
- ・増圧式および併用式は3階以上とする。
- ※対象建築物が1・2階建てであって、水理計算の結果、直圧式給水が不可となる場合には増 圧式または併用式給水とすることができる。

新 旧 対 照 表 (直結式給水施行要領) 旧 新 直結式給水施行要領 P. 15 直結式給水施行要領 P. 15 18. 直結式給水の適用条件 18. 直結式給水の適用条件 (単位: MPa) (単位:MPa) 形 式 1~2 階建て 3 階建て 4階建て 5 階建て 6 階建で以上 形式 6 階建て以上 1~2 階建て 3 階建て 4 階建て 5 階建て 直圧式 0.196以上 0.245 以上 0.294 以上 0.343以上 対象外 直圧式 0.196以上 0.245 以上 0.294 以上 0.343以上 対象外 增圧式 対象外 0.196 以上 0.196 以上 0.196以上 0.196 以上 0.196 以上 增圧式 対象外 \simeq \sim 0.196 以上 \sim 0.343 未満 (直圧式は2階まで) 0.245 未満 0.294 未満 年間最小動水圧 0.245 以上 0.196 以上 年間最小動水圧 (直圧式は2階まで) (直圧式は3階まで) 併用式 対象外 0.294 以上 0.245 以上 (直圧式は4階まで) (直圧式は3階まで) 併用式 対象外 0.343 以上 0.294 以上 (直圧式は4階まで) (直圧式は5階まで) 0.343 以上 (直圧式は5階まで)

新 旧 対 照 表	(直結式給水施行要領)			
IΘ	新			
直結式給水施行要領 P.63	直結式給水施行要領 P.63			
21. 受水槽以下給水設備を給水装置に切替える場合の手続き	21. 受水槽以下給水設備を給水装置に切替える場合の手続き			
(1)事前確認	(1)事前確認			
受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する場合、申込者は、	受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する場合、申込者は、			
事前に次の①~③に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。	事前に次の①~③に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認する。			
① 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替	① 更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替			
える場合	える場合			
・直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する <u>厚生</u>	・直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する <u>国土</u>			
<u>労働大臣</u> の登録を受けた者による水質試験を行い、水道	<u>交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者による水質試験を行い、水道			
法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。	法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。			
②~③ (略)	②~③ (略)			